平成２１年（フ）第３号
大分県玖珠郡九重町大字右田2022番地の５
破産者　伊東食品有限会社
１　決定年月日　平成24年８月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所日田支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２３年（フ）第９３３号
北九州市八幡西区下上津役１丁目20番11号202、開始決定時の住所北九州市八幡西区町上津役西１丁目18番15号
破産者　池部　峰雄
１　決定年月日　平成24年８月８日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第８０４号
名古屋市港区稲永４丁目５番１―202号　中稲永荘
破産者　石川　優紀
１　決定年月日　平成24年８月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１１５２号
愛知県みよし市福谷町小宮37番地23
破産者　佐藤　修一
１　決定年月日　平成24年８月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２８８１号
愛知県海部郡飛島村大宝字八島58番地
破産者　吉野　邦博
１　決定年月日　平成24年８月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２９１８号
愛知県小牧市常普請２丁目173番地１
破産者　田村　幹男
１　決定年月日　平成24年８月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３０８１号
名古屋市名東区社が丘４丁目611番地　ラ・クラッシィ社ケ丘103号、開始決定時の住所名古屋市名東区名東本通２丁目36番地の１星ケ丘レジデンス301号
破産者　畠　　光男
１　決定年月日　平成24年８月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３１７７号
名古屋市千種区星ケ丘１丁目17番地　アーバンラフレ星ケ丘４―107号
破産者　深津　宜央
１　決定年月日　平成24年８月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１６３４号
大阪府河内長野市中片添町37番20―202号
破産者　甲田　　一
１　決定年月日　平成24年８月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第２４４号
兵庫県西宮市甲陽園本庄町５番32―504号
破産者　廣澤　　隆
１　決定年月日　平成24年８月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第４１２号
兵庫県姫路市御立中３丁目11番14号
破産者　松本　光子
１　決定年月日　平成24年８月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第１３４７号
広島市佐伯区利松２丁目５番43―６号
破産者　橋本　英樹
１　決定年月日　平成24年８月10日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第８１１号
熊本市東区東野３丁目２番12号
破産者　井手　良美
１　決定年月日　平成24年８月10日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２２年（フ）第１１３号
秋田県横手市増田町狙半内字岩ノ目109番地
破産者　佐々木　稔
１　破産債権の届出期間　平成24年９月７日まで
２　一般調査期日　平成24年12月４日午前10時30分
平成24年８月10日　秋田地方裁判所横手支部

平成２４年（フ）第１７９号
北海道名寄市西４条南８丁目４番地３
破産者　名取　一夫
１　破産債権の届出期間　平成24年９月10日まで
２　一般調査期日　平成24年10月25日午後２時50分
平成24年８月10日　　旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２１０号
神奈川県横浜市青葉区桂台１丁目８番地16
破産者　波岡　顯太
１　破産債権の届出期間　平成24年９月14日まで
２　一般調査期日　平成24年10月26日午前11時15分
平成24年８月10日
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第３３４号
宮崎市希望ケ丘３丁目24番３号
破産者　髙田真優子
１　破産債権の届出期間　平成24年９月14日まで
２　一般調査期日　平成24年11月９日午前10時45分
平成24年８月10日　　宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第６７０号
埼玉県八潮市大字木曽根1328―６、破産開始決定時の住所埼玉県八潮市大字木曽根1098番地５
破産者　大塚　龍治
１　破産債権の届出期間　平成24年９月24日まで
２　一般調査期日　平成24年10月19日午後１時30分
平成24年８月10日
さいたま地方裁判所越谷支部破産係